

## 枠組壁工法を用いた住宅の省令準耐火構造の仕様

### 第1 対象となる住宅

- 1 本仕様は、平成13年国土交通省告示第1540号及び平成13年国土交通省告示第1541号に基づく枠組壁工法を用いた住宅に適用する。
- 2 本仕様は、すべての構造耐力上主要な部分の枠組材に、製材、集成材、単板積層材又はたて継ぎ材の材料を用いた住宅を対象とする。ただし、第10の7に定める鉄筋コンクリート造としたものについては、この限りではない。

### 第2 屋根、外壁及び軒裏

- 1 屋根は、次のいずれかとする。
  - (1) 不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造るか又は葺く。
  - (2) 準耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったものに限る。）とする。
  - (3) 耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったもので、かつ、その勾配が水平面から30度以内のものに限る。）の屋外面に断熱材（ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォームその他これらに類する材料を用いたもので、その厚さの合計が50mm以下のものに限る。）及び防水材（アスファルト防水工法、改質アスファルトシート防水工法、塩化ビニル樹脂系シート防水工法、ゴム系シート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る。）を張ったものとする。
  - (4) 前各号に定めるもの以外の仕様とする場合は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の2第1号及び第2号の規定に適合するものとして国土交通大臣が認めるものとする。
- 2 外壁及び軒裏は、次のいずれかとする。
  - (1) 防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する構造をいう。以下同じ。）とする。
  - (2) 建築基準法第2条第8号の規定に基づき国土交通大臣が認めるもの（以下「防火構造の認定を受けたもの」という。）とする。

### 第3 界壁以外の部分の内壁

- 1 外壁の室内に面する部分の防火被覆又は構造は、次のいずれかによる。ただし、外壁を防火構造の認定を受けたものとする場合は、2の(3)又は(4)とすることができる。また、防火被覆材の取付方法は、第7による。
  - (1) 厚さ12mm以上のせっこうボード（JIS A 6901（せっこうボード製品）に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。）張り

- (2) 厚さ12mm以上の強化せっこうボード（JIS A 6901（せっこうボード製品）に規定する強化せっこうボードをいう。以下同じ。）張り
- (3) 厚さ9.5mm以上のせっこうボード2枚張り
- (4) 防火構造

2 1以外の室内に面する壁の防火被覆又は構造は、次のいずれかによる。防火被覆材の取付方法は、第7による。

- (1) 厚さ12mm以上のせっこうボード張り
- (2) 厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り
- (3) 厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り
- (4) 厚さ7mm以上のせっこうラスボード（JIS A 6901（せっこうボード製品）に規定するせっこうラスボードをいう。以下同じ。）張りの上に厚さ8mm以上のプラスター塗り
- (5) 防火構造

#### 第4 界床以外の部分の天井

##### 1 上階に床がない部分の天井

室内に面する天井の防火被覆は、次のいずれかとする。防火被覆材の取付方法は、第8による。

- (1) 厚さ12mm以上のせっこうボード張り
- (2) 厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り
- (3) 厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り
- (4) 厚さ9mm以上のせっこうボード張りの上に厚さ9mm以上のロックウール化粧吸音板（JIS A 6301（吸音材料）に規定するロックウール化粧吸音板をいう。以下同じ。）張り

##### 2 上階に床がある部分の天井

室内に面する天井の防火被覆は、1の(1)から(4)までのいずれかとし、使用する防火被覆の種類に応じて次のいずれかによる。

- (1) 防火被覆を1の(1)とする場合の仕様は、次のアからウまでのいずれかとする。また、防火被覆材の取付方法は、第8の1による。
  - ア 直張り天井（上階の床根太に天井の防火被覆材を直接張り付ける天井をいう。以下同じ。）
  - イ 吊り木と野縁を用いた吊り天井とし、その仕様は3の(1)とする。
  - ウ 天井根太を用いた吊り天井とし、その仕様は3の(2)とする。
- (2) 防火被覆を1の(2)とする場合の仕様は、(1)とするか、防火被覆材の裏面又は目地部分に次のア又はイのいずれかの措置を講ずる。また、防火被覆材の取付方法は、第8の1による。
  - ア 防火被覆材の裏面に厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.024以上）、厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）又は厚さ100mm以

上のグラスウール（かさ比重0.01以上）のいずれかを充填する。

イ 防火被覆材の目地部分に当て木を設ける。当て木は、短辺が30mm以上で、断面積が1,140mm<sup>2</sup>以上の木材若しくは鋼材又は厚さ0.4mm×幅90mm以上の鋼板とする。

(3) 防火被覆を1の(3)又は(4)とする場合の防火被覆材の取付方法は第8の2による。

3 室内に面する天井の構成を吊り天井とする場合、各部分の仕様はそれぞれ次による。

(1) 吊り木と野縁を用いた天井とする場合

ア 野縁は、短辺が30mm以上で、断面積が1,140mm<sup>2</sup>以上の木材とする。

イ 床根太の直下に床根太と平行して野縁を設け、床根太下面と野縁上面の間隔は10mm以下とし、ウに規定する材料を用いて充填する。

ウ 防火被覆材の天井裏面には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.024以上）、厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）又は厚さ100mm以上のグラスウール（かさ比重0.01以上）のいずれかを充填する。

(2) 天井根太を用いた天井とする場合

ア 天井根太は、38mm×89mm以上の木材とし、床下張り材から離し、かつ、床根太と天井下地材が離れるように天井根太の下面を床根太の下面より下げて50cm以内の間隔で取り付ける。

イ 床根太と床根太との間には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.024以上）、厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）又は厚さ100mm以上のグラスウール（かさ比重0.01以上）のいずれかを充填する。

## 第5 界壁

住宅相互間の界壁の構造は、次のいずれかとする。

1 1時間準耐火構造（建築基準法施行令第112条第2項に掲げる技術基準に適合するものをいう。以下同じ。）

2 次の(1)から(3)までのいずれか及び(4)に適合するものとし、小屋裏又は天井裏まで達せしめる。

(1) 2重壁とし、それぞれのたて枠の室内側には、厚さ12mm以上のせっこうボードを2枚、壁心側には、厚さ12mm以上のせっこうボードを1枚張る。

(2) 2重壁とし、それぞれのたて枠の室内側には、厚さ12mm以上のせっこうボードを2枚張る。また、界壁の室内には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又はグラスウール（かさ比重0.02以上）を入れる。

(3) 1重壁とし、下枠、上枠及び頭つなぎに寸法型式206を用い、たて枠は、寸法型式204を間隔250mm以内に千鳥に配置し、室内側に厚さ12mm以上のせっこうボードを2枚張る。また、界壁の内部には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又はグラスウール（かさ比重0.02以上）を入れる。

(4) せっこうボードの取付方法は、第7の2による。

## 第6 界床

住宅相互間及び住宅と住宅が共用する廊下、階段等の部分（以下「共用部分」という。）と住宅の間の界床の防火被覆及び構造は、1時間準耐火構造の床によるか、次の1から3までによる。

- 1 界床の上面（床部）及び下面（天井部）の防火被覆及び構造は、次による。
  - (1) 界床の下面（天井部）は、厚さ15mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ12mm以上の強化せっこうボードを第8の2に基づき取り付ける。
  - (2) 界床の上面（床部）は、厚さ15mm以上の構造用合板又は厚さ15mm以上の構造用パネルを張った後、次のいずれかによる。
    - ア モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。）を厚さ35mm以上となるように流し込む。
    - イ せっこう系S L材を厚さ20mm以上となるよう流し込む。
    - ウ 厚さ35mm以上のALCパネルを敷き込む。
- 2 室内に面する天井の構成を吊り天井とする場合の仕様は、次のいずれかによる。
  - (1) 吊り木と野縁を用いた天井とする場合
    - ア 吊り木受けは、床根太より小さい寸法形式の木材とし、床下張り材から離し、床根太間に取り付ける。
    - イ 吊り木は、短辺が30mm以上で、断面積が $1,140\text{mm}^2$ 以上の木材とし、1m以内の間隔で吊り木受けに取り付ける。
    - ウ 野縁は、短辺が30mm以上で、断面積が $1,140\text{mm}^2$ 以上の木材とし、50cm以内の間隔で吊り木に取り付ける。
    - エ 野縁は床根太に平行させ、床根太の直下に設け、床根太下面と野縁上面の間隔は10mm以下とし、オに規定する材料を用いて充填する。
    - オ 天井下地材料の天井裏面には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.024以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のいずれかを充填する。
  - (2) 天井根太を用いた天井とする場合
    - ア 天井根太は、 $38\text{mm} \times 89\text{mm}$ 以上の木材とし、床下張り材から離し、かつ、床根太と天井下地材が離れるように天井根太の下面を床根太の下面より下げて50cm以内の間隔で取り付ける。
    - イ 床根太と床根太との間には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.024以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のいずれかを充填する。
- 3 1の(1)及び(2)による界床の下に存する住宅の壁
 

上部に他の住宅又は共用部分が存する住宅のうち、当該上部の住宅又は共用

部分との間の界床を1の(1)及び(2)とする住宅の壁の室内に面する部分の防火被覆又は構造は、次のいずれかとし、防火被覆材の取付方法は、第7による。ただし、地上階数2以下の共同住宅及び重ね建ての住宅の壁については、第3によることができる。

- (1) 厚さ15mm以上のせっこうボード張り
- (2) 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り

## 第7 壁張り

### 1 1枚張り

- (1) 壁張りに用いる防火被覆材の目地は、原則として、枠組材部分に配置することとし、これによらない場合は、目地の裏面に38mm×40mm以上の受け材を入れ、四周に釘打ちできるようにする。
- (2) 留め付けに用いる釘又はねじは、次のいずれかとする。ただし、耐力壁の場合にあっては、ア又はイに限る。
  - ア GNF40又はSF45
  - イ WSN又はDTSN
  - ウ 長さ28mm以上の木ねじ又はタッピンねじ
- (3) 留め付け間隔は、耐力壁の場合は外周部100mm、中間部200mm以内とする。ただし、支持壁又は非耐力壁の場合は、外周部及び中間部とも、それぞれ200mm以内((2)のウに規定するねじを用いる場合は、外周部及び中間部とも、それぞれ150mm以内)とすることができる。
- (4) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第8条の3に基づく国土交通大臣の認定を受けた耐力壁の場合の留め付けに用いる釘等及び留付方法は、当該認定を受けた仕様による。

### 2 2枚張り

- (1) たて枠に直接留め付けられる防火被覆材（以下「1枚目壁ボード」という。）の留め付けに用いる釘及び留付方法は、1枚張りと同様とする。
- (2) 1枚目壁ボードの上に留め付けられる防火被覆材（以下「2枚目壁ボード」という。）の留め付けは、次による。
  - ア 留め付けに用いる釘又はねじは、次のいずれかとする。
    - (ア) GNF50又はSF50
    - (イ) 長さ50mm以上、径2.5mm以上のスクリーネイル又はリングネイル
    - (ウ) WSN又はDTSN
  - イ 張り方は、壁の外周部を除き、1枚目壁ボードの目地と2枚目壁ボードの目地が一致しないようにする。
  - ウ 留め付け間隔は、外周部及び中間部とも200mm間隔以内とする。

## 第8 天井張り

1 1枚張り

(1) 留め付けに用いる釘又はねじは、次のいずれかとする。

ア G N F 40又はS F 45

イ 長さ32mm以上、径2.5mm以上のスクリーネイル又はリングネイル

ウ 長さ28mm以上の木ねじ又はタッピンねじ

エ アからウまでに掲げるものと同等以上の品質及び寸法の留め金具

(2) 留め付け間隔は、根太（吊り木と野縁を用いた吊り天井とする場合にあっては、野縁）に直交して張る場合は、外周部150mm以内、根太（吊り木と野縁を用いた吊り天井とする場合にあっては、野縁）に平行して張る場合は、外周部100mm以内、中間部は、それぞれ200mm以内とする。ただし、ボードクリップを使用する場合は、その部分の釘又はねじ打ちを省略できる。

(3) 天井の下地を鋼製とする場合は、天井と壁との取合い部に設ける当て木を、高さ40mm以上×幅30mm以上の鋼製ランナーとすることができる。

2 2枚張り

(1) 天井根太（床根太を含む。）又は野縁に直接取り付ける防火被覆材（以下「1枚目天井ボード」という。）の留め付けは、次による。

ア 留め付けに用いる釘又はねじは、次のいずれかとする。

(ア) G N F 40又はS F 45

(イ) 長さ32mm以上、径2.5mm以上のスクリーネイル又はリングネイル

(ウ) 長さ28mm以上の木ねじ又はタッピンねじ

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるものと同等以上の品質及び寸法の留め金具

イ 留め付け間隔は、外周部及び中間部ともそれぞれ300mm以内とする。

(2) 1枚目天井ボードの上に留め付ける防火被覆材（以下「2枚目天井ボード」という。）の留め付けは、次による。

ア 留め付けに用いる釘又はねじは、次のいずれかとする。ただし、厚さ9.5mmのせっこうボード2枚張りの場合は、G N F 50、S F 50又はこれらと同等以上の品質及び寸法の留め金具を使用することができる。

(ア) 長さ50mm以上、径2.5mm以上のスクリーネイル又はリングネイル

(イ) W S N又はD T S N

(ウ) 長さ40mm以上の木ねじ又はタッピンねじ

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるものと同等以上の品質及び寸法の留め金具

イ 張り方は、天井の外周部を除き、1枚目天井ボードの目地と2枚目天井ボードの目地が一致しないようにする。やむを得ず目地が一致する場合は、当該部分の裏面の仕様は、第4の2の(2)のア又はイによる。

ウ 留め付け間隔は、根太（吊り木と野縁を用いた吊り天井とする場合にあっては、野縁）に直交して張る場合、外周部150mm以内、根太（吊り木と野縁を用いた吊り天井とする場合にあっては、野縁）に平行して張る場合は、外周部100mm以内、中間部はそれぞれ200mm以内とする。

- (3) 天井の下地を鋼製とする場合は、天井と壁との取合い部に設ける当て木を、高さ40mm以上×幅30mm以上の鋼製ランナーとすることができる。

## 第9 下がり天井

下がり天井（設備機器の設置その他の必要から天井面の一部を下げた部分をいう。以下同じ。）を設ける場合は、次による。

- 1 下がり天井の防火被覆及び天井構成（吊り天井の場合に限る。）は、当該室の天井と同一とする。
- 2 第4の2の(1)のア、第4の2の(1)のイ、第4の2の(1)のウ又は第6の2の(2)のいずれかに該当する天井に設ける下がり天井にあつては、次の措置を講ずる。
  - (1) 下がり天井の天井立下げ部分が床根太と平行とならない場合にあつては、当該立ち下げ部分と上階床との間には火炎が貫通しないようころび止め等のファイヤーストップ材を設ける。
  - (2) 下がり天井の見付け面の形状は、短辺を1m以内とする。

## 第10 その他

- 1 壁及び天井の防火被覆材の目地は、防火上支障のないよう処理する。
- 2 壁又は天井の防火被覆材を貫通して設備器具を取り付ける場合にあつては、当該器具又は当該器具の裏面を当該部分に空隙が生じないよう不燃材料又は準不燃材料で造り又は覆うものとする。
- 3 壁又は天井の防火被覆材を貫通して木材を取り付ける場合、当該木材の寸法は、防火被覆材を貫通する方向に30mm以上とする。なお、貫通する木材と防火被覆材との目地部分及び取合い部分には当て木を設ける。この場合の当て木は、短辺が30mm以上で、断面積が1,140mm<sup>2</sup>以上の木材とする。
- 4 床又は天井と壁及び壁と壁との取合部には、火炎が相互に貫通しないよう、頭つなぎ等の上部には連続してころび止め等のファイヤーストップ材を設け、その材料は次のいずれかとする。ただし、上階に床の無い部分の天井については、ファイヤーストップ材を省略することができる。
  - (1) 床根太、床根太と同寸以上の床梁又はころび止め
  - (2) 厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.024以上）、厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）又は厚さ100mm以上のグラスウール（かさ比重0.01以上）
  - (3) 厚さ12mm以上のせっこうボード
  - (4) 厚さ12mm以上の強化せっこうボード
- 5 第3及び第5に定める壁の仕様は、下枠から頭つなぎ等壁を構成する上部の横架材まで施工する。

- 6 第3及び第10の4の適用に当たっては、連続した室の面積の合計が10㎡以内となる場合においては、火気を使用する室が含まれる場合を除き、それらをまとめて1室として取り扱うことができるものとする。
- 7 外壁、界壁、界壁以外の部分の内壁、界床及び界床以外の部分の天井のうち、鉄筋コンクリート造としたものについては、第2から第6までの規定は適用しない。
- 8 本仕様における使用材料について、JIS又は日本農林規格の指定があるものはそれぞれの規格に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。